

好評受付中!

場所:広島市の各市税事務所・税務室
(各区役所内にあります)

原動機付自転車(ミニカーを除く。)のナンバープレート
交付申請の際に、広島市のスポーツ振興のために
2,000円以上の寄付をしていただくと

「広島東洋カープ&サンフレッチェ広島」

デザイン入りナンバープレートが選べます!!

～つけて走ってカープ&サンフレを応援しよう～



(50CC以下・白色)



(50CCを超え 90CC以下・黄色)



(90CCを超え 125CC以下・桃色)

(注意) ナンバープレートは、軽自動車税(種別割)の課税のために広島市からお貸しするものです。このため、廃車手続の際は返納しなければなりません。また、ナンバープレートを転売や譲渡することはできません。

「カープ&サンフレ」ナンバープレートの交付に係る寄付制度について

1 寄付金の使い道について

新たなスポーツ施設の整備や既存のスポーツ施設の修繕など、広島市のスポーツ振興のために活用します。

2 寄付にあたっての注意事項

- (1) 法的に禁止されている寄付、または、公序良俗、市民感情等を考慮して受領することが適当でない寄付金については受領できません。
- (2) この制度に基づく寄付については、寄付者名等の公表は行いません。
- (3) 個人の方がこの寄付をされた場合には、寄付金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・復興特別所得税及び個人住民税(個人県民税・市民税)からその全額が控除されます。法人が寄付をされた場合には、法人税額の算定上、寄付金を支出した事業年度で全額損金算入できます。

◎税制上の優遇措置に関しては、市ホームページをご覧ください。

市HP

税制上の優遇措置

検索

【お問合せ】 【寄付の制度について】 広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課 ☎(082) 504-2504

【税制上の優遇措置について】 【寄付者が個人の場合】 広島市財政局税務部市民税課市民税係 ☎(082) 504-2263

【寄付者が法人の場合】 広島市財政局税務部市民税課法人課税係 ☎(082) 504-2093

「カープ&サンフレ」ナンバープレートをご希望の方は、ナンバープレートの交付申請の際に、以下の寄付申出書の太枠に必要事項を記入の上、2,000円以上の寄付金(現金)を添えて、各市税事務所・税務室に提出してください。

(切り取らず、このまま、ナンバープレート交付申請の際に窓口へ提出してください。)

寄付申出書

(宛 先)

令和 年 月 日

広島市長

原動機付自転車のナンバープレート交付申請に際し、次のとおりスポーツ振興のために寄付したいので申し出ます。

ふりがな		寄付金額(現金)
寄付者名		円

(受付印)

(広島市記入欄)

※「カープ&サンフレ」ナンバープレートの交付手続については、裏面をご覧ください。

「カープ&サンフレ」ナンバープレートの交付手続について

[ナンバープレートの交付に関するお問合せ]…… 各市税事務所・税務室(連絡先は2交付手続の方法欄右側をご覧ください。)

1 交付の対象者

次の①②のいずれかに該当する方が、その手続の際にナンバープレート1枚当たり2,000円以上の寄付をしていただいた場合に交付します。この標識交付には、手数料などはありません。

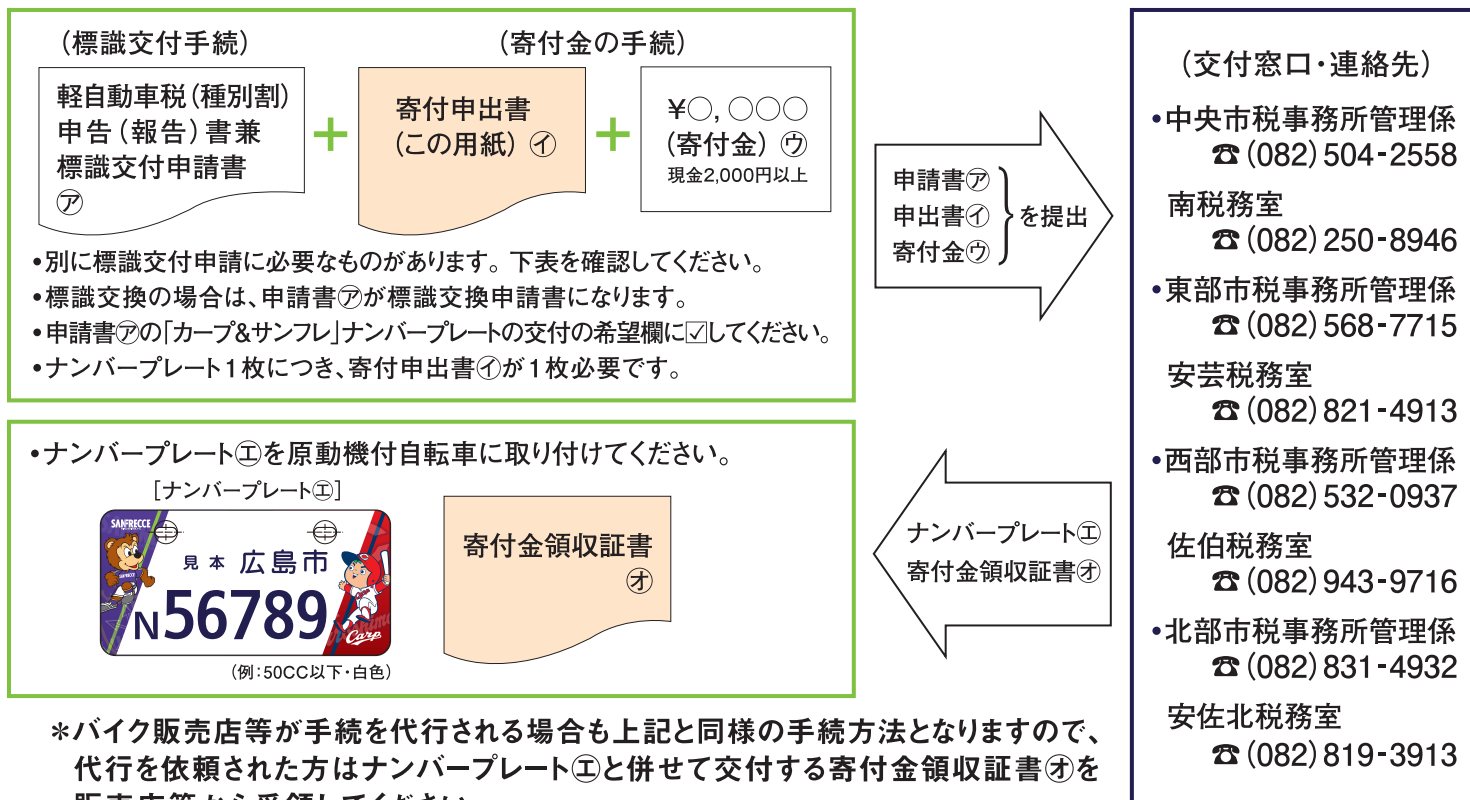
①原動機付自転車の新規登録(名義変更を含む。)

②既存のナンバープレートから「カープ&サンフレ」ナンバープレートへの交換(1回に限ります。)

[②の場合は、自賠責保険のシールの貼り替えや自賠責保険・任意保険の標識番号の変更手続が必要ですので、あらかじめ加入する保険会社にご相談ください。]

(注意) 原動機付自転車の登録は個人名または法人名で行わなければなりません。また、寄付者は原動機付自転車の登録者と同じでなければなりません。そのため、ご家族の名義で寄付をされた場合や任意の団体の名義で寄付をされた場合は、原動機付自転車の登録者に該当せず、「カープ&サンフレ」ナンバープレートの交付を受けることはできません。

2 交付手続の方法



標識交付手続に必要なもの

手 続 の 区 分		必 要 な も の
新規登録 (販売店から購入)		①申告(報告)書兼標識交付申請書 注1 ②住所の確認ができるもの(運転免許証など) 注2 ③販売証明書兼防犯登録票
名義変更	廃車していない場合	①申告(報告)書兼標識交付申請書(旧所有者の押印又は譲渡証明書の添付) 注1 ②住所の確認ができるもの(運転免許証など) 注2 ③販売証明書兼防犯登録票 ④廃車申告書兼標識返納書 注1 ⑤標識(市外標識の場合、旧所有者の販売証明など、旧所有者の所有を明らかにする書類も添付)
	廃車済の場合	①申告(報告)書兼標識交付申請書(旧所有者の押印又は譲渡証明書の添付) 注1 ②住所の確認ができるもの(運転免許証など) 注2 ③販売証明書兼防犯登録票 ④旧所有者の廃車申告受付書
標識交換 (「カープ&サンフレ」ナンバープレートへの交換)		①原動機付自転車標識交換申請書 ②既に広島市が交付している標識(ナンバープレート)

注1 申告書には、押印(法人の場合は代表者の職印を押印)の上、住所(所在地)、氏名(名称)、原動機付自転車の型式・車台番号等を記入してください。

注2 広島市に住民登録がある方で、住民票による住所確認を希望する場合は、住所の確認ができるものの提出は不要です。

広島市に住民登録のない方は広島市に居住していることが分かるもの(公共料金の請求書等で住所の記載のあるもの)が必要です。

寄付金の使い道等、寄付の制度については表面をご覧ください。